⑹　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、またはこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第５条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札にかかる第６条の公告または第８条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

⑺　緊急の必要により競争に付することができない場合。

⑻　事業協同組合、事業協同小組合もしくは協同組合連合会または商工組合もしくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第15条　特定調達契約につき一般競争または指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所ならびに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　特定調達契約につき、一般競争または指名競争により落札者を決定したとき、または随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

⑴　落札または随意契約にかかる物品等または特定役務の名称および数量

⑵　契約を担当する職員の氏名ならびにその所属する部店の名称および所在地

⑶　落札者または随意契約の相手方を決定した日

⑷　落札者または随意契約の相手方の氏名および住所

⑸　落札金額または随意契約にかかる契約金額

⑹　契約の相手方を決定した手続

⑺　一般競争または指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告または第８条の規定による公示を行った日

⑻　随意契約による場合にはその理由

⑼　その他必要な事項

（一般競争または指名競争に関する記録）

第16条　特定調達契約につき一般競争または指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

⑴　入札者および開札に立ち会った者の氏名

⑵　入札者の申込みに係る価格

⑶　落札者の氏名、落札金額および落札者の決定の理由

⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容および無効とされた理由

⑸　第９条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

⑹　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第17条　特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容および随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第18条　特定調達契約を締結する部店の部店長は、特定調達契約については落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約にかかる苦情の処理にあたる職員を指名するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第19条　特定調達契約を締結する部店の部店長は、主務省である財務省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、経営企画部を通じて財務省に送付するものとする。

（権　限）

第20条　この規準に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務に必要な事項は管理部長が定める。

付　則

１　この規準の主管部は管理部とする。

２　この規準の改廃は管理部長が決定する。

３　この規準の改正実施の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、この規準は適用せず、なお従前の例による。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日　　北海道旅客鉄道株式会社

◎調達機関番号　101　◎所在地番号　01

１　改正された規則の名称等　特定調達対象契約規程

２　この公表に関する問合わせ先

⑴　物品　北海道旅客鉄道株式会社　財務部　札幌市中央区北11条西15丁目　電話011―700―5746

⑵　建設サービス　北海道旅客鉄道株式会社　鉄道事業本部　工務部管理課　札幌市中央区北11条西15丁目　電話011―700―5788

⑶　その他　北海道旅客鉄道株式会社　経営企画部　札幌市中央区北11条西15丁目　電話011―700―5716

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日　　放送大学学園

◎調達機関番号　235　◎所在地番号　12

１　改正された規則の名称等　放送大学学園契約事務取扱規程の特例を定める規程（https://www.ouj.ac.jp/hp/kitei/PDF/5/keiyakujimutokureikitei.pdf　参照）

２　この公表に関する問合わせ先　放送大学学園　財務部財務課　ＴＥＬ043―298―4582

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日　　日本年金機構

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　日本年金機構政府調達契約事務取扱細則（https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/index.html）

２　この公表に関する問い合わせ先　日本年金機構本部　調達管理部調達管理グループ　電話03―5344―1100

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日　　日本中央競馬会　理事長　後藤　正幸

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　日本中央競馬会契約事務取扱要領（平成19年理事長達第55号）

２　この公表に関する問合わせ先　〒106―8401　東京都港区六本木６―11―１　日本中央競馬会　法務部契約室　03―3591―5251（代表）

第明治三十五種郵便物認可
平成三十一年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五〇一　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　（配送料別）